

厚生労働省告示の改正に伴い、令和8年6月1日から
 入院時の食事代（入院時食事療養費・入院時生活療養費）が以下の通り改定されます

食事療養標準負担額・生活療養標準負担額（療養病床65歳以上の人のみ）			
所得区分		一食当たりの標準負担額	
70歳未満	高齢受給者・後期高齢者	令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
上位所得者「ア」「イ」	現役並所得（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）	510円	550円
一般所得者「ウ」「エ」	一般		
住民税非課税「オ」	低所得（Ⅱ）	入院90日まで	270円
		入院91日目から	220円
	低所得（Ⅰ）	110円	130円
指定難病患者・小児慢性特定疾病患者		300円	330円

入院時の光熱水費	
令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
370円／日	430円／日